

町発注工事と業務委託契約状況 (平成 25 年 12 月 27 日～ 26 年 1 月 14 日)

番号	担当課	工事（業務委託）名	入札日 もしくは 契約日	契約相手	請負代金
1	建設課	須坂・尺司線道路舗装工事	12月27日	(有)カツキ企工	1,564,500円
2	建設課	中原橋ボーリング調査業務委託	12月27日	(株)中央土木コンサルタント	3,150,000円
3	建設課	永野原・宮原線流末排水測量設計 業務委託	12月27日	(株)高木測量設計	2,499,000円
4	建設課	中原線測量設計業務委託	12月27日	(株)和調査設計	12,547,500円
5	建設課	黒岩・大戸ノ口線法面保護測量 設計業務委託	12月27日	(株)福永測量設計	1,260,000円
6	建設課	牧戸線測量設計業務委託	1月14日	(有)甲斐測量設計	2,520,000円

※入札（随意契約を含む）を行ったすべてを記載しています。（10万円以上）

災害復旧・緊急の町発注工事と業務委託契約状況 (平成 25 年 12 月 27 日)

番号	担当課	工事（業務委託）名	入札日もしくは契約日	契約相手	請負代金
1	建設課	上川走地区農地等災害復旧工事	平成 25 年 12 月 27 日	(株)岩下りらんど園	1,310,400円
2	建設課	宮園地区農地等災害復旧工事	平成 25 年 12 月 27 日	(有)後藤樹木園	462,000円
3	建設課	上ノ津留地区農地等災害復旧工事	平成 25 年 12 月 27 日	(有)富士造園土木	918,750円
4	建設課	猫嶽①地区農地等災害復旧工事	平成 25 年 12 月 27 日	(有)村上産業	829,500円
5	建設課	中戸ノ下地区農地等災害復旧工事	平成 25 年 12 月 27 日	(有)後藤樹木園	605,850円
6	建設課	上戸ノ下地区農地等災害復旧工事	平成 25 年 12 月 27 日	(有)後藤樹木園	472,500円
7	建設課	下小畑地区農地等災害復旧工事	平成 25 年 12 月 27 日	(有)甲斐興業	777,000円
8	建設課	大戸ノ口・本河原線②災害復旧工事	平成 25 年 12 月 27 日	(株)岩下りらんど園	1,764,000円
9	建設課	黒岩・畦数線災害復旧工事	平成 25 年 12 月 27 日	(有)後藤樹木園	1,806,000円
10	建設課	柳谷・木郷線災害復旧工事	平成 25 年 12 月 27 日	資松田興業	1,961,400円
11	建設課	黒岩・大戸ノ口線災害復旧工事	平成 25 年 12 月 27 日	金瀬組	1,258,950円
12	建設課	県境線災害復旧工事	平成 25 年 12 月 27 日	(有)甲斐興業	997,500円
13	建設課	牧戸線災害復旧工事	平成 25 年 12 月 27 日	(有)甲斐興業	1,573,950円
14	建設課	峰ノ宿線 1号箇所林道災害復旧工事	平成 25 年 12 月 27 日	西田建設(株)	5,113,500円
15	建設課	上中ノ正地区農地等災害復旧工事	平成 25 年 12 月 27 日	(有)後藤建設	3,052,350円
16	建設課	大戸ノ口・本河原線①災害復旧工事	平成 25 年 12 月 27 日	(有)谷川土木	4,273,500円
17	建設課	洗川線災害復旧工事	平成 25 年 12 月 27 日	(有)古寺工務店	2,988,300円
18	建設課	上川走線災害復旧工事	平成 25 年 12 月 27 日	西田建設(株)	2,992,500円
19	建設課	峰ノ宿線 3号箇所林道災害復旧工事	平成 25 年 12 月 27 日	(有)カツキ企工	2,341,500円
20	建設課	下西川地区農地等災害復旧工事	平成 25 年 12 月 27 日	(有)佐藤建設	2,100,000円
21	建設課	猫嶽②地区農地等災害復旧工事	平成 25 年 12 月 27 日	(有)富士造園土木	2,163,000円
22	建設課	猫嶽③地区農地等災害復旧工事	平成 25 年 12 月 17 日	(有)村上産業	1,974,000円
23	建設課	川原戸川災害復旧工事	平成 25 年 12 月 27 日	(有)佐藤建設	2,331,000円
24	建設課	菅山・芹口線災害復旧工事	平成 25 年 12 月 27 日	西田建設(株)	2,079,000円
25	建設課	片山中央線災害復旧工事	平成 25 年 12 月 27 日	資松田興業	2,140,950円
26	建設課	峰ノ宿線 2号箇所林道災害復旧工事	平成 25 年 12 月 27 日	(有)カツキ企工	1,417,500円

※高森町政治倫理条例 第 11 条 町が発注する工事等のうち、災害時の緊急対応及び復旧事業に係るものについては、この条例を適用しない。ただし、第 1 条の趣旨に反するものであってはならない。